

「改正物流法等の施行」に伴う説明会の開催について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、国土交通行政に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月1日から改正貨物自動車運送事業法等が施行されておりますが、改正内容の詳細決定から施行までの期間が短かったこともあり、各事業者等において対応が間に合わない、もしくは改正内容等を把握できていないことが予想されております。

これを踏まえ、群馬運輸支局では一般社団法人群馬県トラック協会の協力を得て、改正内容や事業者が取り組むべき内容等について周知徹底を図るべく、下記のとおり説明会を開催することとしました。

つきましては、参加を希望される方につきまして、別紙「参加申込書」によりFAX（027-261-0032）にてお申し込みください。

記

1. 説明会内容

- （1）改正貨物自動車運送事業法について
- （2）行政処分等の基準について
- （3）新物効法について

2. 開催日時及び会場

日 時	場 所
令和7年4月22日(火) 10時00分～11時30分	群馬県交通運輸会館 第1研修室 《前橋市野中町322-1》

3. 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、令和7年4月21日（月）までにFAXにてお申し込みください。（各社1名までとし、先着で定員になり次第、締切りとさせていただきます。）

FAX 027-261-0032

群馬運輸支局輸送担当 西田・青山 あて

事業者名 _____

ご担当者名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

「改正物流法等の施行」に伴う説明会参加申込書

日時・場所	参加者氏名
令和7年4月22日(火) 10時00分～11時30分 群馬県交通運輸会館 第1研修室 前橋市野中町322-1	役職
	氏名

※ 各社1名までとし、先着で定員になり次第、締切りとさせていただきます。

※ 変更、キャンセルをする場合には、必ず群馬運輸支局輸送担当 西田・青山 (Tel 027-261-4440 「音声ガイダンス1」) までご連絡ください。